

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管 理 番 号	0 1 5 - 0 0 1	済
事 務 事 業 名	議員定数及び任期	
調 整 課 題		
調 整 内 容		
時 期	合併まで	
備 考		
具体的な調整内容・方向		
<p>合併協定「6 議会議員の定数及び任期の取扱い」の規定（下記）による。</p> <p>（1）新市の議会議員の定数は、34人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、38人とする。</p> <p>（2）合併後最初に行われる選挙については、各市町村の区域をもって選挙区を設けるものとし、各選挙区における議員の定数は、鶴岡市23人、藤島町4人、羽黒町3人、櫛引町3人、朝日村2人、温海町3人とする。</p>		

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管 理 番 号	0 1 5 - 0 0 2
事 務 事 業 名	常任委員会の設置
調 整 課 題	市と町村で設置数や所管事項等に相違がある。
調 整 内 容	新たな議員定数を基本に調整する。
時 期	合併まで
備 考	
具体的な調整内容・方向	
<p>現 在</p> <p>1 常任委員会の設置数と所管事項（カッコ内は議事説明員数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総 務 …… 総務部・消防機関・会計課・監査・選管 （ 2 3 人） ・ 厚 生 …… 市民部・環境衛生部・健康福祉部・荘内病院（ 2 1 人） ・ 建 設 …… 建設部・水道部 （ 1 1 人） ・ 産業文教 …… 産業部・教育委員会・農業委員会 （ 1 9 人） <p>2 常任委員会の運営内容</p> <p style="padding-left: 20px;">1日2委員会開催としている。（第1・第2委員会室使用）</p>	

<p>合併後</p> <p>1 常任委員会の設置数と所管事項</p> <p style="padding-left: 20px;">現在の鶴岡市の例を基準とすることとし、4つの常任委員会とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、現行の常任委員会の名称及び所管事項の一部を見直し、下記のとおりとする。（カッコ内は現在の議事説明員数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総 務 …… 総務部・会計課・監査・選管 （ 1 9 人） ・ 市民生活 …… 市民部・環境部・消防機関・水道部 （ 1 7 人） ・ 厚生文教 …… 健康福祉部・教育委員会・荘内病院 （ 2 2 人） ・ 産業建設 …… 産業部・建設部・農業委員会 （ 1 6 人） <p style="padding-left: 20px;">委員数：委員総数38人のため、9人と10人になる。</p> <p>2 常任委員会の運営内容</p> <p style="padding-left: 20px;">合併後当面、常任委員会は1日1委員会開催とする。</p>	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管理番号	015-003
事務事業名	議会運営委員会の運営
調整課題	各市町村で構成や運営内容等に相違がある。
調整内容	委員構成は新たな議員定数を基本に調整する。運営については、当面鶴岡市の制度を適用する。
時期	合併まで
備考	
具体的な調整内容・方向	
<p>現在 鶴岡市の現状は、3人以上の会派から、概ね3人に1人の割合で選出。 議長及び副議長は、所属議員に算入しない。 現在の委員数は7人（議長・副議長も同席）</p> <hr/> <p>合併後 従来は常任委員会の委員数に準じてきた経過もあることから、10人以内とすることを基本に、具体的には改選後の検討によることとする。</p>	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管 理 番 号	0 1 5 - 0 0 4
事 務 事 業 名	特別委員会の設置
調 整 課 題	予算・決算特別委員会は各市町村がほぼ共通だが、その他について地域性がある。
調 整 内 容	合併までに地域性等を考慮しながら調整する。
時 期	合併まで
備 考	
具体的な調整内容・方向	
<p>【予算・決算特別委員会の設置】</p> <p>現 在 予算・決算特別委員会については、定例会ごとに議員全員で構成する委員会を設置し、本会議での付託後に開会し提案者の説明を受けた後、各分科会に分割付託して審査を行い、審査終了を待って委員会を再開し各分科会委員長の報告を受けて、質疑、討論、表決まで行う。本会議において特別委員長が報告をした後、質疑、討論、表決を行っている。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>合併後 予算・決算特別委員会を設置する。審査の方法については、現在の鶴岡市の各常任委員会分科会への分割付託の方法とする。従来どおり、特別委員会室を使用する。</p> <p>【その他の特別委員会等】 その他の特別委員会各種委員会については、現在設置されている各市町村の特別委員会等の目的を精査し、地域性を考慮しながら調整する。</p>	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管理番号	015 - 005
事務事業名	議員全員協議会の開催
調整課題	各市町村共通である。
調整内容	鶴岡市の例を基本に調整する。
時期	合併まで
備考	
具体的な調整内容・方向	
<p>現在 議員全員を対象に説明等が必要な場合、随時開催している。</p> <p>鶴岡市重要事業要望について（毎年5月）等を含め、年2～3回開催している。</p> <hr/>	
<p>合併後 必要に応じ随時開催することとする。</p>	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管理番号	015-006
事務事業名	会派及び政党構成
調整課題	鶴岡市、藤島町、羽黒町が会派制を採用している。
調整内容	鶴岡市の例を基本に調整する。
時期	合併まで
備考	
具体的な調整内容・方向	
現在 鶴岡市は3人以上を会派として認めている。	
合併後 基本的な考え方は、現行と同様で 「議会運営委員会委員選出等の権利を有する会派については、所属議員3人以上とする。所属議員2人の場合は、会派に準じた取り扱いとする。ただし、これによりがたい場合は、別途協議のうえその取り扱いについて決定する。」こととし、議会運営申し合わせ事項の中に会派関係規定として明文化する。	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管理番号	015-007
事務事業名	総括質問（総括質疑）
調整課題	鶴岡市、温海町が総括質問を実施している。
調整内容	鶴岡市の例を基本に調整する。
時期	合併まで
備考	
具体的な調整内容・方向	
<p>現在 総括質問は正式の会派（3人以上）に認められているが、現在は準会派（2人）にも認めている。但し、1人会派には認めていない。</p> <p>持ち時間は（20分＋会派人数×5分）で、質問者は各会派2人まで。 （会派人数に議長、副議長は算入しない）</p> <hr/>	
<p>合併後 現行のとおり、原則として3人以上の会派に認めるものとし、持ち時間等の詳細事項については、改選後の検討によることとする。</p>	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管理番号	015-008
事務事業名	一般質問
調整課題	各市町村で通告や持ち時間等、運用内容に相違がある。
調整内容	新たな議員定数により、持ち時間等の調整を行う。
時期	合併まで
備考	
具体的な調整内容・方向	
<p>現在 会派持ち時間制で、順番は会派の輪番制。</p> <p>30分×会派人数（但し、議長・副議長は会派人数に算入しない）</p> <hr/> <p>合併後 現行どおり3日間で、会派持ち時間制で行うこととする。 なお、会議時間については、現在の午前10時から午後4時までを、午後5時までとし、1時間延長する。</p>	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管理番号	015-009
事務事業名	請願・陳情の取り扱い
調整課題	各市町村共通である。
調整内容	鶴岡市の例を基本に調整する。
時期	合併まで
備考	
具体的な調整内容・方向	
<p>現在</p> <p>【請願】 紹介議員7人以内。議長・副議長及び所管常任委員会の正副委員長は、紹介議員にならない。</p> <p>締切りは、各定例会開催日の4日前（土・日若しくは祝日は算入しない）の午後1時</p> <p>【陳情】 定例会開会4日前の午後1時まで受理したものを、本会議初日に所管委員会に送付。</p>	
<hr/> <p>合併後 現行同様とする。</p>	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管 理 番 号	0 1 5 - 0 1 0
事 務 事 業 名	意見書の取り扱い
調 整 課 題	各市町村共通である。
調 整 内 容	鶴岡市の例を基本に調整する。
時 期	合併まで
備 考	
具体的な調整内容・方向	
<p>現 在</p> <p>締切りは、各定例会開催日の4日前（土・日若しくは祝日は算入しない）の午後1時</p> <p>提出者は2人（2会派以上で共同提案するときは、提出者は各会派1人とする）。</p> <p>全会一致が原則（会期中の議会運営委員会で選出された意見書調整員が協議して調整を図る）。</p> <p>意見書調整員による協議により案文を修正した時は、次回議運の前日正午まで提出。調整が図られない議案は、原文のまま提出。</p>	
<p>合併後</p> <p>現行同様とする。</p>	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管 理 番 号	0 1 5 - 0 1 1
事 務 事 業 名	会議録
調 整 課 題	各市町村共通である。
調 整 内 容	鶴岡市の例を基本に調整する。
時 期	合併まで
備 考	
具体的な調整内容・方向	
<p>現 在</p> <p style="margin-left: 20px;">本会議、予算・決算特別委員会の会議録作成</p> <p style="margin-left: 20px;">反訳から製本まで、一括して業者へ委託</p> <p style="margin-left: 20px;">作成部数・配付先</p> <p style="margin-left: 20px;">鶴岡市..... 9 5 部 議員 2 8 部・当局 2 8 部・コミセン 2 1 部 その他（他市議会等） 1 8 部</p> <p style="margin-left: 20px;">藤島町..... 4 7 部</p> <p style="margin-left: 20px;">羽黒町..... 7 0 部（予算・決算特別委員会は 5 0 部）</p> <p style="margin-left: 20px;">櫛引町..... 2 0 部（臨時会、予算・決算特別委員会は 3 部）</p> <p style="margin-left: 20px;">朝日村..... 3 部（議員配布用は庁内印刷）</p> <p style="margin-left: 20px;">温海町..... 3 4 部（予算・決算特別委員会は議員に配布しないので 1 6 部）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>合併後</p> <p style="margin-left: 20px;">作成部数、配付先については、合併後の新体制に合わせて調整する。</p>	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管 理 番 号	0 1 5 - 0 1 2
事 務 事 業 名	議会だより
調 整 課 題	各市町村で、編集委員会の持ち方、掲載内容、編集方法等に相違がある。
調 整 内 容	内容について、新たな編集委員会で決定する。
時 期	合併まで
備 考	
具体的な調整内容・方向	
<p>現在（現鶴岡市の例：議会だより発行規程に基づき発行） 編集委員会の設置.....委員会を設置し、委員を各会派等から選出 発行時期.....各定例会号として年４回及び改選期は臨時会号１回 掲載項目・レイアウト等.....</p> <p style="padding-left: 40px;">上程議案説明 委員会質疑 討論内容 総括質疑 一般質問 請願・意見書等 編集後記 その他</p> <p>編集方法.....上記掲載項目のうち、総括質疑及び一般質問（答弁含む） は、議員本人が執筆し、編集委員会で確認及び校正を行う。 それ以外の掲載項目については、事務局で原稿作成を行い、 編集委員会において確認及び校正を行う。</p> <p>印刷形式.....A４判２色刷り 10～12 頁 発行部数.....34,700 部</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>合併後 原則として、鶴岡市の現行と同様とする。 但し、頁数は、議員数増により16～18頁とし、発行部数は、世帯数増により50,000部（現在の各市町村の発行部数＋予備）とする。 内容については、新たな編集委員会で決定する。</p>	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管 理 番 号	0 1 5 - 0 1 3
事 務 事 業 名	議会の傍聴
調 整 課 題	議会傍聴は各市町村共通だが、藤島町、櫛引町、温海町で議会中継を実施している。
調 整 内 容	議会中継について、システム等の検討を行うなど、合併までに実施する方向で調整する。
時 期	合併まで
備 考	
具体的な調整内容・方向	
<p>現在</p> <p>議会傍聴 傍聴規則による。</p> <p>議会中継</p> <p>鶴岡市...庁内（TV 映像）</p> <p>藤島町...庁内・支所（TV 映像）及び インターネット放映</p> <p>櫛引町...庁内・全戸（ケーブルTV）</p> <p>温海町...庁内（TV 映像）及び インターネット放映</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>合併後</p> <p>議会傍聴 鶴岡市の現行と同様とする。</p> <p>議会中継</p> <p>本庁に中継ユニットを設置し、庁舎間ネットワークで各支所へ送信。</p> <p>藤島町、櫛引町、温海町については、既存の機器により、従来通りに地域内で議会中継が可能（インターネット、ケーブルテレビ）。羽黒町、朝日村については、新規に庁内でTV中継を行う。</p>	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管理番号	015 - 014
事務事業名	議員報酬等
調整課題	市と町村で報酬額に相違がある。
調整内容	新たな議員定数などから勘案し調整する。
時期	合併まで
備考	
具体的な調整内容・方向	
<p>合併協定で「特別職の報酬の額等については、6市町村の長が別に協議して定める。」こととされている。</p> <p>市町村長の協議を踏まえて対応する。</p>	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管 理 番 号	0 1 5 - 0 1 5
事 務 事 業 名	費用弁償
調 整 課 題	各市町村で費用弁償の額等に相違がある。
調 整 内 容	新市で一元化する。
時 期	合併まで
備 考	
具体的な調整内容・方向	
<p>合併協議会の協議をもとに、市町村長が定める。</p>	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管 理 番 号	0 1 5 - 0 1 6																													
事 務 事 業 名	政務調査費																													
調 整 課 題	各市町村で交付額等に相違がある。朝日村は交付していない。																													
調 整 内 容	新たな議員定数などから勘案し調整する。																													
時 期	合併まで																													
備 考																														
具体的な調整内容・方向																														
<p>合併協議会（小委員会）の協議をもとに、市町村長が定める。</p> <p>現在の状況</p> <p>1) 6市町村</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">鶴岡市：会派及び議員</td> <td style="padding-left: 20px;">月額 20,000 円 × 会派人数</td> <td style="padding-left: 20px;">4月と10月</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">藤島町：議員個人</td> <td style="padding-left: 20px;">月額 5,000 円</td> <td style="padding-left: 20px;">4月</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">羽黒町：会派及び議員</td> <td style="padding-left: 20px;">月額 5,000 円 × 会派人数</td> <td style="padding-left: 20px;">年1回</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">櫛引町：会派及び議員</td> <td style="padding-left: 20px;">月額 5,000 円 × 会派人数</td> <td style="padding-left: 20px;">年2回</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-left: 40px;">（現在、会派はないので個人に交付）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-left: 20px;">朝日村：なし</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">温海町：各議員</td> <td style="padding-left: 20px;">月額 10,000 円</td> <td style="padding-left: 20px;">4月と10月</td> </tr> </table> <p>2) 類似都市等の状況</p> <p style="padding-left: 20px;">人口 10 万人以上 16 万人以下の 8 4 市を対象とした調査の結果</p> <p style="padding-left: 40px;">月額 20,000 円以下が 3 2 市で、月額 30,000 円以下が 1 6 市で、 合わせると全体の過半数を占める。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、平均月額は、31,187 円</p> <p>県内</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">山形市</td> <td style="padding-left: 20px;">月額 140,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">米沢市</td> <td style="padding-left: 20px;">月額 23,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">酒田市</td> <td style="padding-left: 20px;">月額 25,000 円</td> </tr> </table>				鶴岡市：会派及び議員	月額 20,000 円 × 会派人数	4月と10月	藤島町：議員個人	月額 5,000 円	4月	羽黒町：会派及び議員	月額 5,000 円 × 会派人数	年1回	櫛引町：会派及び議員	月額 5,000 円 × 会派人数	年2回	（現在、会派はないので個人に交付）			朝日村：なし			温海町：各議員	月額 10,000 円	4月と10月	山形市	月額 140,000 円	米沢市	月額 23,000 円	酒田市	月額 25,000 円
鶴岡市：会派及び議員	月額 20,000 円 × 会派人数	4月と10月																												
藤島町：議員個人	月額 5,000 円	4月																												
羽黒町：会派及び議員	月額 5,000 円 × 会派人数	年1回																												
櫛引町：会派及び議員	月額 5,000 円 × 会派人数	年2回																												
（現在、会派はないので個人に交付）																														
朝日村：なし																														
温海町：各議員	月額 10,000 円	4月と10月																												
山形市	月額 140,000 円																													
米沢市	月額 23,000 円																													
酒田市	月額 25,000 円																													

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管 理 番 号	0 1 5 - 0 1 7															
事 務 事 業 名	他市町村への行政視察															
調 整 課 題	各市町村共通である。															
調 整 内 容	財政面等を踏まえ検討する。															
時 期	合併まで															
備 考																
具体的な調整内容・方向																
<p style="margin-left: 20px;">現 在（鶴岡市）</p> <p>1.委員会等研修視察</p> <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td>常任委員会行政視察</td> <td>毎年 委員会ごと実施</td> <td>1人 150,000 円以内</td> </tr> <tr> <td>議会運営委員会研修視察</td> <td>隔年実施</td> <td>1人 100,000 円以内</td> </tr> <tr> <td>議会だより編集委員会研修視察</td> <td>隔年実施</td> <td>1人 70,000 円以内</td> </tr> <tr> <td>特別委員会等研修視察</td> <td>総 額</td> <td>450,000 円以内</td> </tr> <tr> <td>議員個人(会派)研修視察</td> <td>政務調査費対応</td> <td>（1人 100,000 円以内）</td> </tr> </table> <p>2.海外行政視察等</p> <p style="margin-left: 100px;">1人分 700,000 円（平成 13 年度から自粛）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>合併後</p> <p style="margin-left: 40px;">基本的に、鶴岡市の現行どおりとする。</p> <p style="margin-left: 40px;">但し、 常任委員会行政視察、 議会だより編集委員会研修視察 及び 議員個人（会派）研修視察については、改選後の決定による。</p>		常任委員会行政視察	毎年 委員会ごと実施	1人 150,000 円以内	議会運営委員会研修視察	隔年実施	1人 100,000 円以内	議会だより編集委員会研修視察	隔年実施	1人 70,000 円以内	特別委員会等研修視察	総 額	450,000 円以内	議員個人(会派)研修視察	政務調査費対応	（1人 100,000 円以内）
常任委員会行政視察	毎年 委員会ごと実施	1人 150,000 円以内														
議会運営委員会研修視察	隔年実施	1人 100,000 円以内														
議会だより編集委員会研修視察	隔年実施	1人 70,000 円以内														
特別委員会等研修視察	総 額	450,000 円以内														
議員個人(会派)研修視察	政務調査費対応	（1人 100,000 円以内）														

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管 理 番 号	0 1 5 - 0 1 8
事 務 事 業 名	中央省庁重要事業要望
調 整 課 題	鶴岡市、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町で実施している
調 整 内 容	新たな体制の中で実施の有無を含め検討する。
時 期	合併まで
備 考	
具体的な調整内容・方向	
<p>現在 藤島町以外の市町村で実施している。</p> <p>現鶴岡市の例：</p> <p style="padding-left: 2em;">要 望 先) 酒田河川道路国道事務所、東北整備局、中央省庁関係機関 要 望 事 項) 重要事業等 実 施 要 領) 要望実施の決定 地元選出代議士事務所との日程調整 酒田河川道路国道事務所、東北整備局、中央省庁関係機関との調整 要望項目の絞込み 要望先の決定 要望書原稿の作成 要望書作成</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>合併後 中央省庁等への重要事業要望の実施は、新市議会での判断によるが、実施の場合は、現鶴岡市の例を基本に調整する。</p>	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管 理 番 号	0 1 5 - 0 1 9
事 務 事 業 名	事務局体制
調 整 課 題	各市町村で体制に相違がある。
調 整 内 容	組織機構の検討のなかで、合併まで決定する。
時 期	合併まで
備 考	
具体的な調整内容・方向	
<p>現 在（鶴岡市）</p> <p style="margin-left: 40px;">職 員 8 名、 臨時職員 1 名</p> <p style="margin-left: 40px;">（内訳）事務局長 ・ ・ 1 名</p> <p style="margin-left: 40px;"> 事務局次長 ・ ・ 1 名</p> <p style="margin-left: 40px;"> 庶務係 ・ ・ 2 名（他に臨時職員 1 名）</p> <p style="margin-left: 40px;"> 議事係 ・ ・ 2 名</p> <p style="margin-left: 40px;"> 調査係 ・ ・ 2 名</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>合併後</p> <p style="margin-left: 40px;">議員定数増（28人 38人）等による各種業務の増量が見込まれるため、職員の増員が必要。</p> <div style="margin-left: 40px; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>庶務係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員数増に伴う庶務・経理事務の増 ・ 議長日程等調整業務の増 （旧町村議長出席関係事項への調整・準備手配業務等） ・ 視察受入調整業務の増 <p>議事係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議事運營業務の増 <p>調査係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会だより 頁数の増・取材範囲の拡大に伴う編集作業等の増 ・ 議会中継業務の増 </div>	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管理番号	015-020
事務事業名	議長等の日程調整
調整課題	各市町村共通の業務である。
調整内容	鶴岡市の例を基本に調整する。
時期	合併まで
備考	
具体的な調整内容・方向	
<p>現在（鶴岡市）</p> <p>議長等の日程調整と手配事項等</p> <p>出欠席、代理出席者等の確認・調整 回答 出張手配：航空券・宿泊施設予約手配、配車等 祝辞・挨拶文等の作成、他の役割確認 持ち物等の手配：会費・進物等 日程表の管理</p> <hr/> <p>合併後</p> <p>基本的に、鶴岡市の現行どおりとする。</p> <p>但し、各種会合等が相当増加することから、議長等の出席については、各地域の状況等を踏まえて調整する。</p>	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管 理 番 号	0 1 5 - 0 2 1
事 務 事 業 名	附属機関・審議会等への委員選出
調 整 課 題	各市町村共通だが、地域によって異なる組織がある。
調 整 内 容	新たな議会体制で検討する。
時 期	合併まで
備 考	
具体的な調整内容・方向	
<p>現 在（鶴岡市）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.各種審議会等附属機関への委員選出 <ul style="list-style-type: none"> ・表彰審査委員会 ・総合計画審議会 ・水防協議会 ・国民健康保険運営協議会 ・環境審議会 ・都市計画審議会 ・下水道使用料協議会 ・水道料金協議会 等 2.行政委員会への委員選出 <ul style="list-style-type: none"> ・監査委員（議選） ・農業委員会委員（議選） 3.一部事務組合への議員選出 <ul style="list-style-type: none"> ・鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合議会 ・庄内広域行政組合議会 ・鶴岡地区消防事務組合議会 4.その他 <ul style="list-style-type: none"> ・財団法人開発公社理事 他 <p>選出推薦方法等 要請条件付以外は、会派構成人数割合や先例等により、会派等代表者会議で調整し、各会派等毎選出推薦による。</p> <p>事務処理等 推薦回答事務、任期等の確認、委員等承引状況の把握 議員台帳への記録整理</p>	
合併後	
各種審議会等への委員就任については、新たな議会体制で要検討。	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管 理 番 号	0 1 5 - 0 2 2
事 務 事 業 名	各種懇談会
調 整 課 題	各市町村共通だが、地域性により異なる会合等がある。
調 整 内 容	新たな議会体制で検討する。
時 期	合併まで
備 考	
具体的な調整内容・方向	
<p>現 在（鶴岡市）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．議員・当局幹部・報道機関との三者合同懇談会 毎年、定例12月議会及び定例3月議会終了時 開催 2．元市議会議員の懇談会 開催時期：毎年1回 6月～7月頃開催 内 容： 研 修（講演、施設等視察研修等） 懇 親 会 開催担当：元議員の中から前年開催時に選出された幹事が 開催 内容等を決め、事務局職員が事務支援している。 参集範囲：元議員、元事務局長、当局三役と総務部長、 正副議長、議会事務局 経 費 等：会費制（個人負担）を基本とする。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>合併後</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．については、鶴岡市の現行を基本とするも、新たな議会体制で検討。 2．については、新たな議会体制で要検討。 	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管 理 番 号	0 1 5 - 0 2 3
事 務 事 業 名	議員共済
調 整 課 題	各市町村共通の業務である。
調 整 内 容	市議会議員共済会の定款・規則等を適用する。
時 期	合併まで
備 考	
具体的な調整内容・方向	
<p>現 在</p> <p style="margin-left: 20px;">鶴岡市...全国市議会議員共済会の定款・規則等を適用 （町村.....全国町村議会議員共済会の定款・規則等を適用）</p> <p>業務内容</p> <p style="margin-left: 20px;">現職議員の共済掛金の引去り及び納付事務 退職議員の年金請求事務及び諸届出に関する事務 現職・退職議員の年金制度に関する台帳整理事務</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>合併後</p> <p style="margin-left: 40px;">市議会議員共済会の定款・規則等を適用する。</p> <p style="margin-left: 40px;">業務内容は従来どおり。</p>	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管 理 番 号	0 1 5 - 0 2 4
事 務 事 業 名	慶弔関係
調 整 課 題	各市町村で給付内容等に相違がある。
調 整 内 容	原則として鶴岡市の例によるが、町村の独自性も考慮して調整する。
時 期	合併まで
備 考	
具体的な調整内容・方向	
<p>現 在 鶴岡市の例</p> <p>1、死亡弔意</p> <p>ア 議員・・・・・・議長弔辞 及び 生花 1 対 並びに 50,000 円</p> <p>イ 議員の配偶者・・・・・・・・・・花輪 1 基 及び 20,000 円</p> <p>ウ 議員の父母及び同居の子・・・・花輪 1 基 及び 10,000 円</p> <p>エ 元議員・・・・・・議長弔辞 及び 花輪 1 基 並びに 10,000 円</p> <p>2、傷病見舞（15 日以上療養を必要とする場合又はこれに順ずる場合）</p> <p>議員・・10,000 円以内</p> <p>3、災害見舞（被害の程度により、その都度議会運営委員会に諮って決める</p> <p>議員・・50,000 円以内</p> <p>これ以外の場合で、その必要があると認めるときは、議長は議会運営委員会に諮って措置することができる。ただし、その暇がないときは、議長の専決によって措置することができる。</p>	
<p>合併後</p> <p>合併前の元市町村議員（約 2 5 0 名）を対象に含め、給付等は基本的に現在の鶴岡市議会慶弔規程を適用する。ただし、元議員の死亡弔意規定における「花輪」については、財政面等を考慮し、廃止する。</p>	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管 理 番 号	0 1 5 - 0 2 5
事 務 事 業 名	文書管理
調 整 課 題	新たな「議員必携」の作成と各市町村の文書の保存等が課題
調 整 内 容	新市の文書管理規程によるが、当面は鶴岡市の例による。
時 期	合併まで
備 考	
具体的な調整内容・方向	
<p>現 在 （鶴岡市）</p> <p>「文書管理規程」については、鶴岡市議会独自のものはなく、「鶴岡市役所文書管理規程」を準用している。</p> <p>鶴岡市の「議員必携」は、市や市議会のあらまし、関係基本法等の法令、市議会の内規、参考資料（歩み・請願書提出の手引き等）について、掲載しており、年に1度の内容更新による加除式になっている。 （配付範囲は、議員、事務局職員、議会関係当局幹部）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>合併後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新市の「文書管理規程」による。 ・ 「議員必携」については、できるだけ早期に発行する。 発行前は、簡易編集で作成した資料で対応する。 	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管理番号	015 - 026
事務事業名	議会運営経費経理業務
調整課題	各市町村共通の業務である。
調整内容	新市の財務規則と議会事務局規程等によるが、当面は鶴岡市の例による。
時期	合併まで
備考	
具体的な調整内容・方向	
現在（鶴岡市） 市の財務規則と議会事務局規程等による	

合併後 新市の財務規則と議会事務局規程等による。	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管理番号	015 - 027
事務事業名	備品・議員控室管理費等
調整課題	各市町村共通の業務である。
調整内容	鶴岡市の例を基本に調整する。
時期	合併まで
備考	
具体的な調整内容・方向	
現在（鶴岡市） 議会事務局規程、議員控室使用要項等による。	

合併後 新市の議会事務局規程、議員控室使用要項等による。	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管 理 番 号	0 1 5 - 0 2 8
事 務 事 業 名	他市町村からの行政視察受け入れ
調 整 課 題	各市町村共通の業務である。
調 整 内 容	鶴岡市の例を基本に調整する。
時 期	合併まで
備 考	
具体的な調整内容・方向	
<p>現 在（鶴岡市）</p> <p>1．行政視察受け入れ受付（庶務係担当）</p> <p>(1) 電話による受け入れ要請への対応 研修日時の受け入れ可否確認（議会日程・議長日程等の確認） 研修内容の担当主管課への受け入れ可否確認</p> <p>(2) 共、可能であれば、その旨 電話で回答、文書送付方要請。</p> <p>(3) 当日対応書記に受付内容を引き継ぐ 当日対応職員は、事務局書記（経理担当を除く）が輪番制で担当。</p> <p>2．当日対応職員</p> <p>(1) 受付内容で詳細不明事項等、相手方に確認</p> <p>(2) 準備手配事項 会場・配車の手配、説明職員等の確認、資料手配</p> <p>(3) 受け入れ対応表の作成（各会派・説明担当課・事務局職員にも配布）</p> <p>(4) 当日対応 送迎、研修中の進行、研修後の対応。</p>	
<p>合併後</p> <p style="text-align: center;">基本的に、鶴岡市の現行どおりとする。</p>	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管理番号	015 - 029
事務事業名	本会議、各委員会の資料作成・会議録作成
調整課題	各市町村共通の業務である。
調整内容	鶴岡市の例を基本に調整する。
時期	合併まで
備考	
具体的な調整内容・方向	
現在 本会議用の議事日程等の資料作成（議事係） 各常任委員会の資料作成、テープ反訳、委員長報告の作成（各担当書記）	

合併後 現行同様とする。	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管 理 番 号	0 1 5 - 0 3 0
事 務 事 業 名	会議録検索システム業務
調 整 課 題	鶴岡市、温海町で実施している。
調 整 内 容	鶴岡市、温海町のシステムを検討し、効率的な手法を選択する。
時 期	合併まで
備 考	
具体的な調整内容・方向	
<p>現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鶴岡市...外部からでも検索できるシステム（議員・職員は庁内 LAN、市民等はインターネットにより、検索・閲覧可能） ・ 温海町...庁内のみで検索できるシステム ・ 他町村は実施していない。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>合併後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内及び外部からでも検索できる現鶴岡市のシステムを活用する。 	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管理番号	015 - 031
事務事業名	議会図書室維持管理業務
調整課題	各市町村共通の業務。
調整内容	鶴岡市の例を基本に調整する。
時期	合併後
備考	
具体的な調整内容・方向	
<p>現在</p> <p>地方自治法第100条第17項の規定により、議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し、国や都道府県により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならないとされており、それぞれの市町村の図書室が整備されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規定以外で、現在保管されている図書・資料（現鶴岡市の例…会議録、各市の例規集、各省庁の白書、現行法規総覧等）は、各市町村で異なる。 ・図書室の利用方法は異なる。（現鶴岡市は、「閲覧・貸出」についての申し合わせがある。） 	
<p>合併後</p> <p>議会図書室は、現鶴岡市議会の図書室とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規定で定められている図書・資料及び共通の図書・資料については一本化する。 ・規定以外の図書・資料（特に、各市町村で保管してきた会議録など）の保管基準については、新市議会の判断による。 ・図書室の利用方法については、現鶴岡市の申し合わせの例を基本とする。 	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管 理 番 号	0 1 5 - 0 3 2
事 務 事 業 名	議会ホームページ管理業務
調 整 課 題	鶴岡市、羽黒町、朝日村、温海町で実施している。
調 整 内 容	新たな体制で決定する。
時 期	合併まで
備 考	
具体的な調整内容・方向	
<p>現在</p> <p>ホームページ開設（議会単独の HP として）...鶴岡市、温海町</p> <p style="padding-left: 40px;">" （町、村の HP として）.....羽黒町（議員名簿、歴代正副議長）</p> <p style="padding-left: 100px;">朝日村（議会日程）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>合併後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市の庁舎（現鶴岡市庁舎）でホームページの運用（サーバーなどを含む）を行うのが効率的であるため、現鶴岡市のホームページを新市でも活用する。 ・ホームページの掲載内容は、現鶴岡市の例を基本に調整する。 	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管理番号	015 - 033
事務事業名	各種資料、統計、情報収集調査
調整課題	各市町村で共通の業務である。
調整内容	鶴岡市の例を基本に調整する。
時期	合併まで
備考	
具体的な調整内容・方向	
現在 各種団体等との調査、照会、回答、統計調査は、それぞれ必要に応じ、実施している。	

合併後 上記業務について、現鶴岡市の例を基本に必要なに応じ実施していく。	

合併事務事業調整調書（議会事務局）

管理番号	015 - 034
事務事業名	市政概要発行業務
調整課題	各市町村共通の業務である。
調整内容	鶴岡市の例を基本に調整する。
時期	合併まで
備考	
具体的な調整内容・方向	
現在 鶴岡市・・・「市政概要」を編集・発行 5町村・・・「議会概要」を編集・発行	

合併後 現鶴岡市の「市政概要」を基本にして発行する。 発行時期は、18年度分からとする。	